

教育財産管理規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 6 号

教育財産管理規則の一部を改正する等の規則

(教育財産管理規則の一部改正)

第 1 条 教育財産管理規則(昭和 39 年岩手県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(財産事務の所管及び分掌) 第 2 条 教育財産の管理に関する事務は教育長が所管し、その事務は教育企画室長(以下「室長」という。)又は当該教育機関の長(岩手県立こまくさ幼稚園にあっては、盛岡教育事務所長。以下同じ。)が分掌する。	(財産事務の所管及び分掌) 第 2 条 教育財産の管理に関する事務は教育長が所管し、その事務は教育企画室長(以下「室長」という。)又は当該教育機関の長が分掌する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第 2 条 教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和 41 年岩手県教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育長の専決) 第 3 条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(3) [略] (4) 職員及び学校職員の分限処分(第 3 号に掲げる事項を除く。)及び懲戒処分(前号に掲げる事項を除く。)並びに教育長、本庁の室課の長、教育事務所長及び学校その他の教育機関の長(これらの職に相当する職を含む。)を任免することを除き、職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関する事。 (5)～(10) [略]	(教育長の専決) 第 3 条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(3) [略] (4) 職員及び学校職員の分限処分(第 2 号に掲げる事項を除く。)及び懲戒処分(前号に掲げる事項を除く。)並びに教育長、 <u>教育次長</u> 、本庁の室課の長、教育事務所長及び学校その他の教育機関の長(これらの職に相当する職を含む。)を任免することを除き、職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関する事。 (5)～(10) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正)

第 3 条 岩手県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則(平成 11 年岩手県教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) <u>課長</u> 課(本庁の室及び課をいう。以下同じ。)の長をいう。	(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略]

(4) [略]

(行政文書の管理体制)

第3条 [略]

2 課及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課長、出先機関にあっては当該出先機関の長又は教育企画室長が別に指定するものをもって充てる。

3 [略]

(3) [略]

(行政文書の管理体制)

第3条 [略]

2 課(本庁の室及び課をいう。以下同じ。)及び出先機関に、行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、文書管理者を置き、本庁にあっては課の長、出先機関にあっては当該出先機関の長又は教育企画室長が別に指定する者をもって充てる。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則の廃止)

第4条 岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則(昭和44年岩手県教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。